

# 村民 相談室



## 屋根から出火!?

### 太陽光発電が原因の火災事故に、ご注意を!

【問い合わせ】村民相談室(消費生活センター)(☎287-0858)

太陽光のエネルギーを利用して発電する「住宅用太陽光発電システム」が原因の火災事故が起きており、次のような事例が報告されています。

異臭がありパチパチと音がしたため、周囲を確認したところ、軒先から煙が出ているのを発見し119番に通報した。屋根と屋根裏およびモジュールが焼損した。

このような太陽光発電が原因の火災事故等は、太陽光パネル(太陽電池モジュール)の設置形態等によって、火災リスクが異なります(右表参照)。モジュールの設置形態等を変更することにより、火災リスクの低減が可能となりますので、設置形態の確認および必要な場合は点検をお願いします。住宅用太陽光発電システムを利用して売電を行う場合には、事業者として点検等の義務も併せて負う必要があります。

詳細は、消費者庁ホームページ「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」([https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_012/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_012/))をご覧ください。

#### 【太陽光パネル(太陽電池モジュール)の設置形態】

屋根置き型	住宅の屋根材の上に架台を取り付け、モジュールを設置するタイプ
鋼板等敷設型	屋根材にモジュールが組み込まれているものや、屋根全面にモジュールが設置されているもので、モジュール直下のルーフィング(野地板の上に敷く防水シート)表面に、鋼板等の不燃材料を敷設するタイプ
鋼板等付帯型	裏面に鋼板等の不燃材料を付帯したモジュールをルーフィング上に直接設置するタイプ
鋼板等なし型	裏面に鋼板がないモジュールをルーフィング上に直接設置するタイプ

4月27日(土)～5月6日(月・祝)は閉庁となります。不審な電話や消費生活のご相談は、下記にご連絡ください。

▽警察用相談専用電話

「#9110」

▽消費者ホットライン「188」



#### 国民年金 だより



### 特例制度の利用と 免除申請について

#### ■退職(失業)による特例免除制度

厚生年金・共済年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者になり、保険料を納めることになります。保険料を納めることが経済的に困難な方には、特例免除申請によって保険料の納付が免除されることがあります。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められない場合があります。申請を希望する方は、ハローワークで発行された雇用保険受給資格者証または、雇用保険被保険者離職票をお持ちください。

#### ■学生納付特例制度

国民年金は20歳からの保険料納付が義務付けられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付を猶予することができます。申請を希望する方は、有効期限の記載のある学生証(写し)、または在学証明書(原本)をお持ちください。なお、平成30年度において学生納付特例制度により国民年金保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き同じ学校へ在学予定の方には、はがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。こちらのはがきでの申請の場合、在学証明書または学生証の写しは添付不要です。

#### ■過去の分の免除申請

申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

#### ■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局17111内線1133)

◎平成31年度の国民年金保険料の額は、  
1万6410円/月です

役場および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできません。金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。